

令和6年10月27日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

告示番号：1



最高裁判所判事
二〇一〇年七月

昭和三三年九月一日生

尾島明

四 ないとした多数意見に対し、違憲状態であるとの意見を付した。

四号の規定は憲法二三条に違反する（多数意見）。

五 令和五年一〇月二五日 大法廷決定

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律二条一項

劇映画の出演俳優の一人が薬物犯罪により有罪判決を受けたことを理由に同映画に対する助成金を交付しないとした独立行政法人理事長の処分は、違法である（全員一致・裁判長）。

六 令和五年一二月一五日 第二小法廷判決

国民年金法等による老齢年金を減額する法律は、憲法二五条、二九条に違反しない（全員一致・補足意見付加・裁判長）。

七 令和六年六月二一日 第二小法廷判決

嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懷胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、認知を求めることができる（全員一致・補足意見付加・裁判長）。

八 令和六年七月三日 大法廷判決

1 旧優生保護法中の優生規定は憲法二三条及び二四条に違反し、その立法行為は国家賠償法一条一項の適用上違法である（全員一致）。

2 不法行為による損害賠償請求権の除斥期間経過の主張は、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、信義則に反し又は権利の濫用として許されない（全員一致）。

裁判官としての心構え

事件当事者間に深刻な紛争があり、正しい解決について社会的にもコンセンサスがなく、価値観が対立することもある中で、「良い裁判」として司法に期待されるものは、「中立」で「独立」した裁判所が紛争を「透明」な手続で「適時」に解決することと思つています。

昭和六〇年	四月	判事補に任官し、東京地裁、甲府家地裁、最高裁総務局、通商産業省通商政策局国際経済課、横浜地裁で勤務。
平成七年	四月	判事に任官し、横浜地裁、最高裁調査官、内閣法制局参事官、東京高裁判事を経て、東京地裁判事（部総括）、最高裁上席調査官を務める。
二八年	二月	静岡地裁所長
二九年	一月	東京高裁判事（部総括）
三〇年	七月	最高裁首席調査官
四年	七月	大阪高裁長官
令和	最高裁判事	

告示番号：2



最高裁判所判事

昭和三五年二月一三日生

宮川美津子

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和六年七月三日 大法廷判決

優生保護法中のいわゆる優生規定は、憲法一三条及び一四条一項に違反する。優生規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法一条一項の適用上違法の評価を受ける。不法行為によつて発生した損害賠償請求権が民法（平成二九年法律第四四号による改正前のもの）七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができ、同条後段の除斥期間の主張をすることが信義則に反し権利の濫用として許されないとした（全員一致）。

二 令和六年七月一日 第一小法廷判決

宗教法人とその信者との間で締結された念書により、当該信者がそれまでにした献金につき、宗教法人に対し、欺罔、強迫又は公序良俗違反を理由とする返還請求や損害賠償請求等の訴えを裁判所に提起しないことが合意されたが、本件においてはこのような不起訴の合意が公序良俗に反し無効であると判断し、さらに、宗教法人の信者らによる献金の勧誘行為が不法行為法上違法であるとはいえないとした原審の判断には審理を尽くさなかつた違法があると判断して原判決を破棄し、宗教法人らの不法行為責任の有無等について更に審理を尽くさせるために本件を原審に差し戻した（全員一致）。

裁判官としての心構え

昨年一月の就任以来、最高裁判所判事の職責の重さを日々実感しながら、職務に邁進しております。これからも、最高裁判所の判決が当事者だけでなく社会に大きな影響を与えるものであることを胸に刻み、事件のひとつひとつに誠実に向き合い、公正妥当な判断を行えるよう全力で取り組む所存です。また、女性弁護士として様々な分野で働いてきた経験を活かし、最高裁判所の多様性に貢献できるよう努めてまいります。

昭和五九年	平成六年	平成七年	平成八年	平成九年	平成十年	平成十一年	平成十二年	平成十三年
司法修習生	弁護士登録（第一東京弁護士会）	ハーバード・ロースクール修了（L.L.M.）	ニューヨーク州弁護士資格取得	T M I 総合法律事務所。パートナー	経済産業省産業構造審議会臨時委員・同知的財産分科会委員	財産政策部会（現 知的財産分科会）委員	慶應義塾大学法科大学院講師	文部科学省文化審議会著作権分科会委員
愛知県豊橋市生まれ。	豊橋市立青陵中学校、愛知県立時習館高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。	豊橋市立東田小学校	豊橋市立東田小学校	豊橋市立東田小学校	豊橋市立東田小学校	豊橋市立東田小学校	豊橋市立東田小学校	豊橋市立東田小学校
表彰）	会委員	日本商標協会理事（令和五年五月副会長）	内閣府知的財産戦略本部有識者本部員	エヌティー株式会社外取締役	パナソニック株式会社外監査役	財務省関税等不服審査会関税・知的財産分科	公益社団法人日本仲裁人協会理事	平成三一年度「知財功劳賞」（経済産業大臣
三二年四月	三〇年三月	二九年六月	二八年六月	二七年五月	二五年三月	一九年四月	一七年四月	同一年四月
平成三一年度「知財功劳賞」（経済産業大臣	公益社団法人日本仲裁人協会理事	パナソニック株式会社外監査役	財務省関税等不服審査会関税・知的財産分科	内閣府知的財産戦略本部有識者本部員	エヌティー株式会社外取締役	日本商標協会理事（令和五年五月副会長）	会委員	三二年四月
表彰）	会委員	日本商標協会理事（令和五年五月副会長）	内閣府知的財産戦略本部有識者本部員	エヌティー株式会社外取締役	パナソニック株式会社外監査役	財務省関税等不服審査会関税・知的財産分科	公益社団法人日本仲裁人協会理事	平成三一年度「知財功劳賞」（経済産業大臣

告示番号：3



最高裁判所長官

昭和三年一一月一〇日生

今崎幸彦

生物学的な性別が男性であり性同一性障害である旨の医師の診断を受けている国家公務員がした職場の女性トイレの使用に係る国家公務員法八六条の規定による行政措置の要求は認められない旨の人事院の判定が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるとした（全員一致、補足意見付加、裁判長）。

三 令和五年一〇月一八日 大法廷判決

令和四年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙当時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数分配規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、同規定が憲法に違反するに至っていたものということはできないとした（多数意見）。

四 令和五年一〇月二五日 大法廷決定

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三条一項四号は憲法一三条に違反し無効であるとした（多数意見）。

五 令和六年七月三日 大法廷判決

優生保護法中のいわゆる優生規定が憲法一三条及び一四条一項に違反し、同規定に係る国会議員の立法行為が国家賠償法二条一項の適用上違法の評価を受け、これにより発生した損害賠償請求権が民法（平成一九年法律第四四号による改正前のもの）七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものとすることが信義則に反し許されないとした（全員一致）。

六 令和六年七月一六日 第三小法廷判決

不正に入手した暗号資産NEMの秘密鍵で署名した上でNEMの移転行為に係るトランザクション情報をNEMのネットワークリソースに送信した行為が刑法二四六条の二にいう「虚偽の情報」を与えたものに当たるとした（全員一致、補足意見付加）。

裁判官としての心構え

- 当事者双方の言い分に謙虚に耳を傾けること。
- 裁判の枠組みを越えて独善に陥らないようにすること。
- 裁判に参加する人が気兼ねなく発言できるようにすること。

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 10月27日(日)

投票時間 午前7時～午後8時 ※一部地域を除く

期日前投票・不在者投票は、10月26日(土)までの毎日、原則午前8時30分から午後8時までできます。詳しくは各市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

(1)

令和6年10月27日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

千葉県選拳管理委員会

告示番号：4



最高裁判所判事
ひら き ま

平木正洋

昭和三六年四月三日生

最高裁判所において開示される重要な裁判官としての心構え

告示番号：5



最高裁判所判事
いし
かね

石兼公博

昭和三年一月四日生

最高裁判所において関与した主要な裁判
令和元年一〇月 特命全権大使国際連合日本政府代表部在勤
令和六年四月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
令和六年七月三日 大法廷判決

優生保護法中のいわゆる優生規定（同法三条一項一号から三号まで、一〇条及び一三条二項）は、憲法二三条及び一四条一項に違反し、同規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法一条二項の適用上違法の評価を受けるとしたうえで、本件各事件において、不法行為によって発生した損害賠償請求権が民法（平成二九年法律第四四号による改正前のもの）七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものと主張することは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができず、同主張は信義則に反し、権利の濫用として許されないとした（全員一致）。

裁判官としての心構え

裁判の最終的な判断を行う最高裁判所判事の職務を通じて、日本における法の支配の維持、発展に貢献していきたいと考えています。これまで四十年以上にわたり、行政官及び外交官として積んできた経験を活かし、さまざまな声に謙虚に耳を傾けながら、個別具体的の案件に真摯に取り組んでいきたいと思います。

告示番号：6



最高裁判所判事 なかむらまこ

裁判官としての心構え

憲法と法律によつて最高裁に与えられた権限と責任は、非常に重いものがあります。最終審としての最高裁の判断の重みとその判断が国民生活や社会経済活動に与える影響の大きさに思いを致し、司法、裁判の果たすべき役割を意識して、一件一件の事件に誠実に向き合い、多角的・多面的な視点から考えて議論するよう心掛けていきたいと考えています。

これまで、地方裁判所及び高等裁判所の裁判官として専ら民事裁判を担当してきました。双方当事者の主張に耳を傾け、証拠関係を丁寧に検討することを大事にし、核心となる争点がどこにあるか、その事案で最も望ましい解決は何かということに悩み、考え抜いて決断することに裁判官としてのやりがいと充実感を感じてきました。最高裁判事に就任してから、まだ日が浅いため、関与した主要な裁判を掲げることができません。しかし、これまでの地方裁判所及び高等裁判所での仕事で大事にしてきたことを最高裁判所の仕事の中でも貫いて、個々の裁判に取り組んでいきたいと思います。

近時は、価値観の多様化、情報通信技術の飛躍的な発展とグローバル化の進展に伴い、判断の難しい事件が増えているように思います。法制度は、我が国において積み重ねられてきた生活様式に基盤を有するものです。法の解釈に当たっては、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえつつ、現在における意見の分布や諸外国の状況といった、水平面での検討だけではなく、時間の流れという、いわば垂直方向からの位置付けも的確に認識した上で、考察・判断していくことが重要だと思います。独善に陥ることなく、より良い判断をしていくため、一層の自己陶冶に努め、誠実を旨として、課せられた責任を果たしていきたいと考えています。

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 10月27日(日)

投票時間 午前7時～午後8時 ※一部地域を除く

期日前投票・不在者投票は、10月26日(土)までの毎日、原則午前8時30分から午後8時までできます。詳くは各市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。